

茨城県南水道企業団告示第 17 号

一般競争入札の公告について

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 26 日

茨城県南水道企業団
企業長 佐々木 喜章

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 6 年度 県南水新工第 5 - 9 号
配水管布設替工事 (2 工区)
- (2) 工事場所 牛久市南 6 丁目 11-30 番地先～南 7 丁目 44-11 番地先間
- (3) 工事概要 配水管布設替工事
- | | |
|--------------------|-----------------|
| 配水用ポリエチレン管据付工 HPPE | φ 150 L=348.72m |
| | φ 100 L= 14.99m |
| | φ 75 L=571.63m |
| | φ 50 L= 2.30m |
| 硬質塩化ビニル管据付工 HIVP | φ 50 L= 10.54m |
| 鋳鉄製仕切弁設置工 | N= 18 基 |
| 既設管撤去工事 | N= 1 式 |
| 仮設管布設撤去工事 | N= 1 式 |
| 給水管切替工事 | N=112 箇所 |
| 消火栓設置工事 | 単口 N= 1 基 |
- (4) 工期 契約締結から令和 7 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格 135,300,000 円
- (6) 最低制限価格 設定する。

2 入札参加形態 単体とする。

3 入札参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 茨城県南水道企業団競争入札参加資格審査要領（平成 19 年企業団告示第 4 号。）第 9 条に規定する、令和 5・6 年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者である

こと。

- (2) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県南水道企業団の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県南水道企業団の給水区域内に建設業法第3条第1項に基づく本店を有する者であること。又は、当企業団の給水区域内に支店・営業所を有し、給水区域に隣接する県内の市町（阿見町、稲敷市、河内町、つくば市、つくばみらい市、土浦市、守谷市）に本店があり、かつ、令和5・6年度競争入札参加資格者名簿登録時、入札に関する一切の権限を支店・営業所に委任している者。
- (4) 茨城県南水道企業団の指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、水道施設工事業及び土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者1名（所属建設業者との間に、競争入札参加申請のあった日以前に3月以上の直接的かつ恒常的雇用関係がある者に限る。）を契約期間中（竣工検査合格後を除く。）専任で配置できること。
 - ア 一級土木工事施工管理技士の資格を有する者。
 - イ 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（土木一式を含む。）の交付を受けている者。
 - ウ 公益社団法人日本水道協会が発行する配水管技能者登録証（耐震継手）を有する者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) この公告の日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者で、令和5・6年度茨城県南水道企業団競争入札参加資格審査登録時、及び最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書両方の土木工事業の総合評定値（P）が700点以上で、年間平均完成工事高が5,000万円以上及び、水道施設工事業の総合評定値（P）が700点以上で、年間平均完成工事高が1,000万円以上であること。
- (9) 過去10年間に、国、又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が発注した同種の水道送水・配水管布設工事で、元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
 - ・同種工事とは、耐震形ダクタイル鋳鉄管及び鋼管の水道送水・配水管布設工事をいう。
- (10) この公告の日から入札書の開札日までの間、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程第37条又は38条、牛久市契約規程第36条又は第37条、取手市建設工事の契約に係る指名停止等措置要領、利根町指名業者入札参加指名停止等措置要綱、茨城県南水道企業団建設工事等入札参加指名停止等措置要領（平成19年企業団告示第3号）第2条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (11) 対象工事に係る設計業務の受託者（白井企画株式会社）と資本若しくは人事面にお

いて関連がある者でないこと。

4 入札参加の確認

(1) 当該工事の入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(2) 申請書の提出は郵送とし、持参によるものは受け付けしない。

① 一般競争入札参加申請書兼誓約書 1部

(当企業団ホームページからダウンロード)

※ 申請書の提出は一般書留・簡易書留とし、封筒表面に競争入札参加申請書兼誓約書と表示し、返信用封筒（長3封筒に244円分切手を貼り返信先宛名を記入したもの）を同封すること。

(3) 申請書の提出期限及び宛先

- ・ 期 間 本公告の日から令和6年5月9日（木）必着
- ・ 宛 先 茨城県龍ヶ崎市長山1丁目5番地2
茨城県南水道企業団 総務課 庶務係行

(4) 入札参加申請確認通知は令和6年5月10日（金）までに発送する。

(5) その他

- ① 申請書にかかる費用は、申請者の負担とする。
- ② 提出された申請書は、当企業団における競争入札参加の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された申請書は返却しない。

5 設計図書等の閲覧及び質問等

(1) 設計図書等の閲覧

- ・ 期 間 本公告の日から令和6年5月24日（金）午後4時まで
- ・ 場 所 茨城県南水道企業団 総務課 庶務係

※ 茨城県南水道企業団ホームページ内で、公告日より開札日前日まで設計図書等の閲覧が可能である。設計図書の貸し出しは行わない。

(2) 設計図書に対する質問

- ・ 提出日時 令和6年5月13日（月）午前8時30分から午後4時まで
- ・ 方 法 Eメール（ibananww@atlas.plala.or.jp）によるものとする。

※ 質問がある場合は、Eメール送信後、必ず総務課庶務係まで電話連絡すること。

(3) 前項の質問に対する回答日時及び方法

令和6年5月14日（火）の午後1時30分から午後4時の間にEメールで回答する。

6 入札方法等

(1) 入札書は一般書留又は簡易書留郵便とし、持参による入札は認めない。

- ・ 宛 先 茨城県龍ヶ崎市長山1丁目5番地2

茨城県南水道企業団 総務課 庶務係行

※ 郵送は、茨城県南水道企業団指名競争入札に係る郵便入札実施要領第7条による。

- (2) 入札書の到着期限は、令和6年5月24日（金）までとする。
- (3) 入札者は入札書の提出と同時に、入札書に記載された金額に対応した工事費積算内訳書を同封すること。なお、入札書に記載された金額に対応した工事費積算内訳書が同封されていない場合の入札は無効とする。
- (4) 工事費積算内訳書は返却しない。

7 最低制限価格

茨城県南水道企業団最低制限価格要領により適用。事後公表。

8 競争入札（開札）執行

- (1) 入札（開札）執行の日時及び場所

- ・ 日 時 令和6年5月27日（月） 午前9時00分
- ・ 場 所 茨城県南水道企業団 北棟3階 大会議室

- (2) 入札（開札）執行の立会い

開札の立会を希望する場合は、入札の日の2営業日前までにホームページ内の「開札立会申請書」をFAXにて提出すること。（詳細については企業団ホームページ『郵便入札（指名競争入札）について』を確認すること）

9 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留した上で、最低制限価格から予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9及び茨城県南水道企業団指名競争入札に係る郵便入札実施要領第11条の規定に基づき決定する。この場合、落札者を落札候補者と読み替えるものとする。

10 入札参加資格の確認（事後審査方式）

- (1) 落札候補者は、入札参加資格を証明する確認資料を提出し審査を受けなければならない。なお、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第2位順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行う。この審査は、落札者が決定するまで行う。

① 提出資料 各1部

- ・ 競争入札参加資格確認申請書（当企業団ホームページからダウンロード）
- ・ 記3、(6)に掲げる資格を有することを判断できる配置予定技術者の主任（監理）技術者の配置（様式第3号）と、資格等及び健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写し

※被保険者証の写しを添付する際は、被保険者等記号、番号及び保険者番号

をマスキング（黒塗り）して提出すること。

- ・ 記3、(9)に掲げる資格を有することが判断できる工事の同種工事の施工実績（様式第2号）と、施工実績を証する書類の写し
 - ・ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ※ 各様式については、当企業団よりダウンロードしてください。

② 提出期限

- ・ 日時 令和6年5月27日（月）午後5時までに、ファックス若しくは持参により提出すること。
- ・ 提出先 茨城県南水道企業団 総務課 庶務係

ファックス番号：0297-66-5091

(2) 入札参加資格の確認後、令和6年5月28日（火）までに結果を連絡する。

- ※ 第2位以降の順位であった者の提出期限及び結果連絡は、別に指定する期日までとする。

11 本工事の入札における他工事落札候補者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札候補者の参加制限

本工事の入札は、期間の短縮、施工の適正化及び受注機会の確保等の観点から、以下の順により同日に開札する。先行して開札された工事の落札候補者は同日に実施されるその後の工事の入札に参加できない。この場合においては、落札候補者から既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱うものとする。

工事番号及び工事名

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① 県南水新工第6-1号 | 戸頭配水場更新に伴う配水管更新工事 |
| ② 国補県南水新工第5-4号 | 配水管布設替工事（4工区） |
| ③ 県南水新工第5-13号 | 配水管布設替工事（1工区） |
| ④ 県南水新工第5-9号 | 配水管布設替工事（2工区） |
| ⑤ 県南水新工第5-5号 | 配水管布設替工事（5工区） |
| ⑥ 県南水新工第5-3号 | 配水管布設替工事（3工区） |
| ⑦ 県南水新工第5-14号 | 配水管布設替工事（2工区） |
| ⑧ 県南水新工第5-15号 | 配水管布設替工事 |
| ⑨ 県南水新工第5-11号 | 配水管布設替工事 |
| ⑩ 県南水新工第5-6号 | 配水管布設替工事（1工区） |
| ⑪ 国補県南水新工第5-1号 | 配水管布設替工事 |
| ⑫ 県南水新工第5-8号 | 配水管布設替工事（1工区） |
| ⑬ 県南水新工第5-10号 | 配水管布設替工事 |
| ⑭ 県南水新工第5-7号 | 配水管布設替工事（2工区） |

12 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合に

は、通知後3日以内（土日祝祭日を除く。）に総務課へ書面を持参して行わなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 10%以上納付する。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 請負代金の支払条件

前払金 請求できる。（契約金額の40%以内）及び竣工払い（竣工検査合格後40日以内）

15 建設リサイクル法対象工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

16 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者、及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 前項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札。
 - ② 入札に関して不正な行為があった入札。
 - ③ 同一の者が同一事項に対して2通以上の入札書を提出した入札。
 - ④ 誤字脱字等により入札書の記載事項が不明で、意思表示が明確でないもの。
 - ⑤ 入札書に記名押印がないもの又は金額を訂正したもの。
 - ⑥ その他、入札条件に違反した入札。

17 入札の中止

入札の参加者の数が1に満たない場合又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し又は延期するものとする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を熟読し遵守すること。
- (2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。
- (3) 落札者は、記10の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) その他不明の点については次に照会のこと。
 - ① 公告内容 茨城県南水道企業団 総務課 庶務係

② 工事内容 直通電話番号 0297-66-5131
茨城県南水道企業団 施設課 工務係
直通電話番号 0297-66-7544